

三、脱退給付金拂戻の原則を確立する事

乙議案（乙委員會日川村保太郎外九名）

一、健康保険実施に關する件

二、共済組合に對する政府補助金増額の件

三、共済組合より災害神帳に關する條項を削除し政府之を負擔すし

九月二十六日。午前九時半本會議續會、柏原松次郎甲委員會を代表して審議の結果を報告し、本會議は二三質問討議の上理由を附し左記の通り可決した。

一、共済組合の管理に組合員を參與せしむる目的を以て法人とすること

理由、我ら官業に於ける共済組合の本質は之を如何なる事より討究するも民法上法人格を有する普通組合を一致するものあることは既に識者及社会の

よく之を認むる趣にある。然るに現行共済組合規則はこの明瞭なる事由を没却し組合の法律的基礎を確立せしめず、其事業執行の上於て或は財産管理の手法に就き多数不合理的及不便を来し、組合員にして組合に對する信頼を満足せしめざらざるに至る。故に我等は此の機會に於て全官業共済組合の法人化を力説し組合に對する組合員の自由ある意思の挿入を圖り管理經營に關する組合員の正当なる権利の擁護尊重を期せんとするものである。

二、脱退給付金拂戻の原則を確立すること

理由、官業に於ける共済組合は純然たる相互扶助機關として之を工作廢の經營又は管理の手段と併用せんとするは不合理である。脱退給付金に吾等が生命を賭して得たる収入の中より積立たるものなるが故に当然の理由が如何に抱らず返戻すべきものありと思考す。加ふるに若しくは官業に従事しなかり甲は之を返戻し乙は之を没収するが如き不統一なる現状